

平成30年5月

**UBS GROUP AG 【G0124】**  
を保有されている投資家の皆様へ  
—資本の払戻し<課税関係等>のお知らせ—

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、UBS GROUP AG の資本の払戻しにつきまして、課税関係等のご案内を申し上げます。(太字  
下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。  
今後の動向につきましては、追加情報入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2018年5月7日
2. 現地支払開始日 : 2018年5月9日
3. 資本の払戻し単価 : 権利付1株あたり、0.65 スイスフラン  
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。
4. 課税関係 : 現地：源泉徴収課税なし  
国内：交付金額の一部（「みなし配当所得」該当部分）に対して源泉徴収課税あり  
(前回通知：未定（「みなし配当所得」として源泉徴収課税対象となる場合があります。))
5. 主な実施条件 : 2018年5月3日開催の株主総会における承認  
⇒承認されました。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社